

日本国憲法の現在
戦後日本における憲法と「自衛権」論議の変遷
The Japanese Constitution Today:
Changes in the Debate on the “Right of Self-Defense”
in Post-war Japan

柳沢 遊

YANAGISAWA, Asobu

1. はじめに

安倍内閣が成立してから、とくに日本国憲法9条の根幹にかかわる大規模な解釈改憲の動きがめだつようになった。2013年12月はじめには、特定機密保護法が強行成立させられた。2014年6月には、「集団的自衛権の解釈変更は、閣議決定ではじめて完全に確定する」という安倍首相の発言が公然とおこなわれ、それにもとづいて2015年には、安全保障関連11法案が、国会に上程される重大な事態にたち至った。

2014年12月には、「防衛計画の大綱」再改定で、自衛隊の侵略軍隊化、敵基地攻撃能力の強化がうたわれた。同年には、日本の戦争指導部である「国家安全保障会議」が設置された。そして、多くの市民の反対運動にもかかわらず、2015年9月19日には、安保法制11法案が強行可決されたのである。

一方で、有権者の意識動向にも注意しておきたい。日本国憲法をささえてきた生活感覚、「平和」意識にも今、静かな変化が生じていないだろうか？ 第一の変化は、周辺アジア諸国、とくに中国の膨張傾向への懸念のひろがりである。日本の周辺のアジア諸国の政治・経済は、21世紀とくに、2009年以降不安定性を強めており、指導者の世代交代の結果、

民主主義的統治とかけはなれた「独裁」的政治の傾向が強まった国も存在している。こうしたことから、国民の平和・安全意識にも微妙な変化がみられ、日米軍事関係の緊密化とともに、「戦後レジームからの脱却」を公然と述べる安倍自民党の路線に、消極的に支持を与えている人々も少なくない。多くの世論調査で、安倍内閣成立以降、自民党支持率はほとんど3割後半から5割に近い高水準を一貫して維持しており、民主党（のちに民進党）他の野党を政党支持率において大きくひきはなしているが、これは、経済政策としての「アベノミクス」への期待継続だけでは説明できない。最近の不安定化する東アジア国際情勢、とくに北朝鮮の対外政策などが、集団的自衛権の行使に道をひらく安全保障法案への消極的支持にむかっている側面を見ておく必要がある。

一方で、9条を中心として日本国憲法を守り、育てようという政治意識も根強く、「集団的自衛権の行使容認」にむけて暴走する安倍内閣への危機感も、2015年6-8月での安保法案の審議過程で、急速につよまった。有力新聞のアンケート調査でも、2005年前後には「護憲」「改憲」が拮抗していたが、第2次安倍内閣成立以降、9条を中心に「憲法を守る」護憲志向が、「改憲派」を大きく上回るようになって

た。

西欧型「福祉国家」の社会政策・経済政策を一度も経験しないままに、日本の民衆多数派は1950年代年代後半から経済成長の波にのまれ、大企業を基軸とした経済発展とそれへの就職に自己と子弟の将来の活路を見出そうとしてきた。バブル崩壊後も、「高成長型」とは異質な新しい経済社会構想をみいだせないまま、金融の肥大化と資本のグローバリズムの下で各種競争にさらされ、一人ひとりが生活防衛を「自己責任」で行おうと懸命の努力してきた

(柳沢遊 2002)。2011年3月11日の深刻な経験にもかかわらず、日常生活の深奥に沈殿した「経済成長」政策志向から脱却できず、安保体制と日本国憲法体制の相矛盾する2つの法体系をともに既成事実として容認してきたわたしたちの現在をどうみるか(武田晴人 2014)。

こうしたなかで、戦後70年の節目に行われた集団的自衛権の部分的容認は、2013年の国家秘密法の制定とあいまって、戦争遂行能力国家としての日本への一歩になる危険性がある。急速に各階層、職種に広がりを見せた安保法案反対運動は、そのことを証明している。同時に、反対運動を広げていった理念として、「立憲主義」破壊への危機と、手続きや学問を軽視する「反知性主義」への反発があることも、見逃すべきでない。弁護士を筆頭に、「学者の会」やシールズ、「ママの会」の急速な立ち上がりは、法案そのものへの危惧と安倍内閣の「日本国憲法」軽視の国会運営それ自体への反発が存在している。ここへきて、「九条」のみならず、日本国憲法の本質と手続きが、幅広い市民の間であらためて問い直されているのである。しかし、同時に、日米安保条約を始めとする戦後日米関係への批判のまなざしは依然として強くなく、そのことが、沖縄の基地

移転問題への国民意識にも深く影をなげかけている。

現在、「集団的安全保障」問題をふくめて、「日本国憲法の現在」を考えていくためには、わたしたちの生活の歴史を、戦後変遷をへた「平和主義」の運動と思想の立場からみつめなおし、地域社会・企業・学校そして「家族」の戦後史の底流から「平和主義」を再検討していくことが必要である。本報告は、そのための基礎的な事実確認と問題提起にすぎない。

21世紀にはいつてからの「貧困」や重層的「格差社会」の広がり、自衛隊の海外派兵の実施などのなかで、日々の生活を必死に生きている人たちが、「日本国憲法」各条項の精神を生活意識・肉体感覚として「とりもどす」方途は、どこに存在するのか。「自衛権」や「安全保障」問題の推移を、サンフランシスコ講和前後からの複雑な政治経済過程と憲法論議の経緯を視野にいれて歴史的・思想的に考えてみたい(渡辺 1987, 渡辺 2004, 同時代史学会編 2007, 広川・山田 2006 など分厚い研究史が存在するので、それらを参照のこと)。とりわけ、1950～60年代の安保問題、平和運動の展開過程を再考するなかで、時代によって変遷してきた日本国憲法の今日的意義を展望する。

2. 戦後改革の一環としての日本国憲法制定

周知のように、GHQの経済科学局を中心として、日本軍国主義の解体政策が1945年から48年にかけて、実施された。その大きな柱は、財閥解体、労働改革、農地改革(天然資源局)であったが、特に重要なことは、民主化政策とともに、非軍事化政策が追及され、日中戦争からアジア太平洋戦争にいたる7年余の戦争の継続と拡大によって、身内の戦死や傷病を、身をもって経験した民衆の大半は、民主化

政策以上に「非軍事化」政策を好感をもって受容したことである。詳しくは、古関彰一氏などの研究にゆだねたい。また、最近の堀尾輝久氏の研究によれば、1946年1月以降の幣原喜重郎の戦争放棄条項への執念も、新憲法に第九条を定置する一因になったという（堀尾2016）。そのうえにたつて、主権在民と基本的人権の尊重、戦争放棄（戦力から外交への転換）を柱とする日本国憲法の制定がおこなわれた。この中で、生存権（第25条）「教育の機会均等」条項（第26条一項）が明記されたことは、いわゆる九条の制定とともに画期的なことであった。

すなわち、戦前の日本では高等教育の普及率が5%にも満たさず、貧しい環境に生まれた子女はよい教育をうけられず、高い収入も得られない、という「貧困が貧困を生む」悪循環を断ち切る法的条件ができた（竹前1988）。また、日本国憲法第八三条、八四条、八五条→軍事費の膨張を阻止し得なかった戦前・戦時日本への教訓からの財政民主化措置（原2006）がとられたことも重要であった。こういう、軍国主義勢力に痛打を浴びせた徹底的な非軍事化措置の実施によって、日本国憲法の本質は、占領が終了したあとも、継続することができたのである。

3. 講和条約をめぐる攻防と安保問題

朝鮮戦争勃発と自衛隊発足

1950年6月25日朝鮮戦争勃発後からわずか2週間後に、マッカーサーの書簡により、警察予備隊の創設が指示された。これをうけて、政府は、法律によらず政令のかたちで、警察予備隊令をさだめた。この警察予備隊が、自衛隊の前身になった。さらに、1951年1月末からの講和条約をめぐる日米交渉のうちに、警察予備隊を強化して軍隊とすることを米国が決定した（古関2013:161）。

1952年4月にサンフランシスコ条約と日米安全保障条約が発効した。対日講和条約は、アメリカによる冷戦政策の遂行と朝鮮戦争のさなかで作成されたために、日本の戦争責任に言及せず、日本の再軍備への制限への言及もないなど、「講和条約」として異例な内容になった。また日米安全保障条約は、実質的に米軍在留を認めるものであったが、その米軍在留の目的を「平和と安全のために」とのみ記し、「日本国の防衛」などの用語を避けた点に留意が必要である。講和条約では、沖縄の分離、朝鮮の独立の承認、台湾の放棄を定めたが、「二国間もしくは多数国間の協定に基づく、またはその結果としての外国軍隊の日本国における駐屯又は駐留を妨げるものではない」とのべてあり、サンフランシスコ講和条約自体が、事実上米軍の駐留を認めている。これは、日本にとって講和条約締結という戦争終結に避けられない条約の中に、軍隊駐留規定という選択的であるべき事項がくみこまれ、朝鮮戦争体制のもとで、日本が「反共体制」に組み込まれたことを意味していた（古関2013:92-93）。

日本本国では、吉田茂首相の向米一辺倒の講和構想への各種反対運動がおこった。講和条約草案全文が、GHQから、日本政府に渡されたのは、1951年8月15日であり、9月8日には、サンフランシスコで調印がされ、第12臨時国会の審議は、わずか1月半で、11月30日には、臨時国会が閉会した。全面講和を主張する鈴木茂三郎日本社会党委員長は、「日本民族の独立と平和…中略…をいかにして確保するかというこの1点を基点にして」経済の自立を主張し、「講和後独立国になってから、たとえば一方の特定の国に軍事基地を提供するとか、軍隊の通過を許すとか、あるいは武器の製造その他戦争はもとより国際的紛争に介入するようなことは、一切は

明らかに憲法に違反することが明白であります」とのべた（古関 2013 : 115）。さらに、鈴木は、日本国憲法の平和条項と国民感情との一致を強調している。「こうした憲法の基本と、最近の国民の感情である、二度と戦争にまきこまれたくない……という国民感情、あたかも憲法の本質と符節を合致するように相通するものがあるのです」と発言し、「向米一辺倒」の講和構想に対抗する意味が含まれたこの発言は、「自主と自立、独立と平和」というスローガンに発展していったということができよう（古関 2013 : 115）。

ソ連、中国を含めたすべての連合国による講和条約を主張し、日本の中立化を求める「全面講和」という考え方は、国会での審議にさきだって、多くの知識人によって主張されていた。その支柱になったのが、「平和問題談話会」であった。これは、ユネスコの 8 人の社会学者が、1948 年 7 月に出した「平和のために社会学者はかく訴える」を受けて、同年 11 月に日本の学者がだした「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」に賛同した 50 余名の学者・文化人によって作られたものであった。中心メンバーは、安倍能成、末川博、久野収、丸山真男、恒藤恭などであり、彼らを組織化したのは、岩波書店の雑誌『世界』の編集長、吉野源三郎であったといわれる。基本方向を打ち出したのが、次の声明であった。

1950 年 1 月平和問題談話会「講和問題についての平和問題談話会声明」

この声明の冒頭で、「戦争の開始にあたりわれわれが自ら自己の運命を決定する機会を逸した」ことの反省を述べたところにこの声明の特徴があった。

「日本がポツダム宣言を受諾して全連合国に降伏した所以を思えば、われわれが全連合国との間に平

和的關係の回復を願うは、蓋し当然の要求と見るべきものである」と全面講和の重要性を指摘した。この文の最後に「結語」として 4 項目を掲げた。

- 「1, 講和問題について、われわれ日本人が希望を述べるとすれば、全面講和以外にない。
- 2, 日本の経済的自立は単独講和によっては達成されない。
- 3, 講和後の保障については、中立不可侵を希い併せて国際連合への加入を欲する。
- 4, 理由の如何によらず、如何なる国に対しても軍事基地を与えることには、絶対反対する。」

以上のように、50 年 1 月声明は、羽仁五郎の主張でいれられた戦争を阻止できなかった責任からはじまり、「全連合国」に降伏した事実のうえにたつて、全連合国との間の平和的關係の回復を願う立場が一貫して主張されていた。しかし、現実には、50 年 6 月に朝鮮戦争が勃発し、アメリカの主導のもとで、一部の資本主義国との単独講和が明確になっていった。

この時期、日本は、九州地方、京浜工業地帯などで、軍需品の生産をつうじて、米軍に協力した。LS T という米軍の輸送船には、2000 人を超える日本人船員が米軍に雇用され、乗り込んだ。仁川上陸作戦には、30 隻、元山上陸作戦には、23 隻の多数の雄操船に日本人船員がのりこんでいた（原田 2015 : 158）。1950 年の半年だけで、日本人船員 56 人が蝕雷で死亡した。朝鮮戦争では、日本全土と沖縄の米軍基地が、出撃拠点として利用された。

1950 年 9 月、朝鮮戦争のさなかに、「三たび平和について」という声明を発表した。談話会のメンバーは、丸山真男、鶴飼信成、都留重人、上原専禄な

どである。

この談話会の声明は、ユネスコ声明にもとづき、「戦後平和論の源流」になった（古関 2013：122-124）。上原、都留などは、日本と戦争状態にはいつたすべての国との和親の回復とともに、「アジアにおける恒久平和を確保する」ことを重視したために、全面講和にこだわった。こうして、「片面講和」にこだわる勢力が、改憲への動きを強めていく。

では、全面講和をもとめる社会運動は、いつどのように開始されたのか。そのきっかけは、ダレスが講和交渉に来日し、国内で再軍備論議が高まる51年1月であった。

まず、全面講和愛国運動協議会が、1月に結成され、「1、全面講和をのぞみます。2、再軍備に絶対反対します」の二項目での講和署名運動を開始したことが注目される（森下 2006：86）。

全愛協は、共産党、労農党、社会党再建派の三政党、産別会議や新産別会議などをはじめとする労働組合、日本農民組合や日中友好協会、婦人民主クラブ、全学連など60団体から構成される。530万人の余の署名をみつめたが、これは、ストックホルムアピールの8割にあたる。そこでの方針は、「大國間の国際協調の精神と日本の非軍事化民主化」をもとめる国際合意の立場から、すべての連合国との全面講和を実現しようとした。もう一つは、平和の実現とともに、民族の独立が重視された（広川・山田 2006：88）。

全愛協は、ポツダム宣言の延長上で受動的に取り上げるにとどまり、憲法の平和主義の理念を受け止め、積極的に憲法擁護を運動方針にするにはいたらなかった。

一方で、1951年1月7回大会で鈴木茂三郎を選出した社会党は、平和4原則を決定した。総評も、

51年3月の大会で、平和4原則を確認し、総評傘下の各単産もこの4原則が確認されていった。宗教者の間でも1951年6月、仏教、キリスト教、神道合同の宗教者平和運動協議会が誕生した。この組織は、「武力をもってアジアの隣国を侵してきた」ことへの懺悔の精神で、非武装憲法の擁護を説いた。こうして、総評、宗教者平和運動協議会は、非武装日本国憲法を守り、平和国民勢力を総結集するため、日本平和推進国民会議を結成した。7月28日、平推会議結成大会が開催され、宗教者、労働組合、女性団体、社会党融資議員など150人が集結した。中心スローガン「平和憲法を守れ」「全面講和・中立堅持」「再軍備反対」「軍事協定反対」「言論、集会、結社の自由」を確認した。

特に、非武装憲法の擁護と全面講和の実現を主張した。平推会議は、「極左勢力はこれを排除する」ことを確認した。地域組織は、青森、三重、福井、滋賀、宮崎、佐賀をのぞく40都道府県であいついで結成された。上記の全愛協機関紙「講和新聞」で、高野実のインタビュー記事をのせて、平推会議の活動を好意的に紹介した。労農党や平和委員会などは、2つの組織の橋渡しをはかったが、7月に平推会議は、全愛協との共闘はおこなわないとした。平推会議は、全面講和論を掲げ、日本国憲法の平和主義の立場から全面講和を主張、短期間のうちに全国に運動をひろげていった。注目されるのは、日本が侵略したアジアの国への賠償問題政策で、「日本が再び侵略を行わないという非武装中立の前提のうえにたって一切の賠償を免除されること」を主張したことである。また、非武装日本の安全保障として、軍事基地提供に反対し、「中立」を主張した。併せて、国連による安全保障も希望した。

全愛協が、「民族独立」をかかげ、「中立政策」を

主張しなかったのとは対照的に、「二大陣営のいずれにも属さない軍事的中立の立場をとること」「欧米に対しアジアの中立を確保する」ことを重視したところに、平和推進国民会議の主張の画期性があった。六全協で党内統一を取り戻し、党内の「ソ連派」「中共派」を排除した日本共産党も、1960年代後半には、この平推会議の主張に近づいていくことになる。

4. 高度成長の開始と日本国憲法

1950年代初頭に日本国憲法の改正の動きが本格化するが、それについては、植村（2013，第2章）を参照されたい。

日米安保体制と自衛隊の結成は、アジアの民衆にとって当初から脅威であった。「……日本の再軍備を認めた講和・安保条約の作成過程で、アジア諸国は日本の再軍備にかなり反対しているんです。ところが、アメリカにとってそれは困ることなので、ソ連の膨張政策を日本で阻止することはアジア全体の利益になるという理由で、アジア諸国の要求を退けたわけです。…中略…警察予備隊ができたのは、旧日本軍が解体されてわずか5年後です。…中略…アジア諸国の人々にすれば、自衛隊は戦前の日本軍と一貫したものとしてしか見えないわけです。……」（星野・古関 1997：175）という発言は、アジアの民衆にとっての「日米安保」という視点の重要性を示唆している。こうした、「押しつけ憲法論」打破の立場からの本格的会見の動きとして、1955年草案『自主憲法のための改正要綱試案』がだされた。そこでは、天皇を「日本国の元首」とする自主憲法を、国民運動として制定するころみがみられた。この時期に、憲法改正を主導した政治家のなかで、中曽根康弘以外の改憲論者は、戦前復古的なナショ

ナリズムの性格がつよいという特徴がみられた（当時の憲法改正論については、保阪（2007）を参照）。1954年の春には、保守合同まえの自由党と改進黨が、憲法調査会を設置し、11月5日には自由党の憲法改正案要綱がまとめられた。ここでは、「外国軍隊の占領下という異常な事態」のもとで「少数の外国人」によって憲法が制定されたことが指摘されていた（おしつけ憲法論）。1954年11月24日には、改憲勢力を結集した日本民主党が結成される。12月には、改憲に執念をもやす鳩山一郎が政権を奪取した。1955年11月の自由民主党の結党にあたって、その政策協議では、「……日本を『弱体化』した戦後体制から脱却して「独立体制」を構築していく重大な契機として、憲法改正が位置づけられた……」（豊下 2007：52-53）。「押しつけ憲法」論による憲法改正圧力が、1954年頃から強まるのに対して、護憲勢力も危機感をもち、54年1月には、「憲法擁護国民連合」が結成された。55年から56年にかけて行われた国政選挙では、憲法改正問題が、おおきな争点になった。

1955年選挙で、鳩山・岸の民主党は、第1党になり、185の議席数を獲得、自由党は114、これにたいし左派社会党は、89議席獲得し、前回より17議席のばした。この選挙で、憲法改正反対勢力は、162議席をとり、民主党は改憲をあきらめることになった（石川 1995：73）。

1950年代後半期には、国民生活の向上とともに、平和運動や人権擁護運動の大衆的広がりがみられるようになった。

1952年に旧安保条約の締結は、次のような骨子であった。すなわち、「極東における国際の平和と安全」のために米軍の駐留と基地使用を認めるとしながらも、日本が攻撃をうけた場合の米軍の防衛義

務は規定されていなかったのである。この点が、朝鮮戦争のさなかに強引に調印されたという「力の論理」とともに、戦争体験を生々しくもつ日本国民（とくに若い人々）に強く反発される要因となった。1950年代には、米軍基地の拡張が各地でおこなわれ、これにたいする地域住民の反対闘争が昂揚していった。その代表例として、内灘村軍事基地反対闘争（1952～53年）、砂川基地拡張反対運動（1957～58年）があげられる。これらの闘争を主導したのは、革新系の平和団体の場合が多かったが、農業・漁業に従事する地元密着型の営業者の「営業の維持」要求に基づく反対もめだつようになっていく。その際の要求は、「安保条約反対」というよりも、「わが村をアメリカ軍基地に勝手につかわせるな」という「生活保守主義」に根差していた。ここに、1950年代初頭の戦後派知識人による「平和問題懇話会」（1950～55年）の言論活動の重要性が、息づいていた。

1954年MSA協定を締結、これにもとづき「自国の防衛のため漸進的に自ら責任を負う」ための組織として、自衛隊が発足した。翌1955年には、「合同統合有事計画概要」が作成された。こうして、米軍主導で、「日米合同」を当然のこととして、有事などの作戦計画がすすめられるようになった。しかし、このことは、国民にはしらせなかった。

1950年代末から60年代にかけて、砂川事件、板付米軍基地事件、航空自衛隊百里基地事件、恵庭事件など、自衛隊の活動、とくに農民の生産活動を阻害する演習活動をめぐり「自衛隊の違憲」を争う裁判があいついだ。こうした裁判をとおして、自衛隊、防衛庁の幹部の証言からえられた自衛隊の作戦、訓練計画、用地買収の実態があきらかになり、自衛隊が憲法9条二項で禁じられている「戦力」に該当す

る可能性が、両方の側に明らかにされていった。こうしたなかで、星野安三郎は、1962年に「平和的生存権」という憲法9条を深化させた考え方をうみだした。「恐怖と欠乏から免れ、平和の裡に生存する権利」、これが「平和的生存権」である。「……現に戦争がなくても、たえず戦争の脅威におびえ、それに備えて不気味なサイレンの下、防空演習を強要されるところに平和な生活はないからである。…中略…また、自分の近親が戦争や軍隊に徴集されるおそれがない場合でも、演習場などのために農地が接収されるという不安があるところには、平和な生活はない。したがって、こうした不安や恐怖から解放されて平和な生活を確保するためには、自国の関係する国際紛争を解決する手段としてはもちろん、自国の関係しない国境紛争にも、戦争や武力によって解決することを放棄せねばならず、そのためには、一切の軍備を禁止せねばならなくなるのである……」（星野1992）。

こうした「平和的生存権」の思想と運動は、「恐怖と欠乏の除去」と「平和」を結合させたことにより、日本国憲法の9条と25条の同時的擁護・実現の重要性を示唆した理論であったと著者は考えている。「平和的生存権」は、日本国憲法の「前文」にある「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という規定を具体化したものであり、「国民主権」と同様に日本国憲法をささえる法的権利であるといえる（金子1992：181-186）。

国民の平和意識も、「逆コース」時期には、「再軍備賛成論」が多数をしめたが、1950年代後半の警職法、基地反対運動、60年安保闘争をへて、全体としては「護憲・再軍備不要論（ただし、自衛隊の存在は容認）」というものが多数派となり、鳩山や

岸信介が真剣に追求した憲法「改正」は、1960年代には「解釈改憲」路線に道をゆずっていった。

たとえば、1958年5月22日の総選挙をみてみよう。この選挙は、保守合同、社会党統一後、はじめでの総選挙。自民党は、当選者は287人（民主・自由両党合計534人を413人にしぼって立候補）、社会党のほうは、左派社・右派社・労農の3党あわせ160人が、166人に増加した（立候補246人）。社会党の絶対得票率は、22.7%から25.3%になった（石川真澄『日本政治史』）。

社会党に新に投票した200万人は、青年、労働者、都市知識人・学生、サラリーマンであり、絶対得票率45.1%を獲得した自民党は、中高年層、自営業者、商工業経営とその店員、第一次産業従事者がおおかった。

1959年の砂川事件では、東京地裁で「伊達判決」という画期的な判決がでた。これは、駐留米軍を「戦力」とみとめ、日本国憲法に「違反している」としたものであった。砂川事件とは、米軍の立川基地の拡張に反対する7人のデモ隊メンバーが敷地内に立ちいったとして、日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反で起訴された事件である。54年12月の最高裁判所大法廷では、「自国の存立のための措置を取りうることは、国家固有の権能の行使として当然」との判断をしめした。最近、自民党の高村正彦副総裁は、この「必要な自衛措置」に集団的自衛権が含まれるという解釈をしめしたが、当時の裁判関係者が証言するように、ここでの「必要な自衛」とは、個別自衛権であり、裁判の争点は、駐留米軍に違法性をみとめるかいなかであったことは明白である。なお、最高裁判所は、自衛隊を合憲とも違憲とも表明していないが、伊達判決のほか、1973年の長沼ナイキ訴訟では、札幌地裁が自衛隊を「違憲」

と判断した。

1958～60年に行おうとした岸信介内閣の治安政策、教育政策、安保政策は、おおくの国民の反発をまねき、そのピークをなしたのが、1960年安保闘争であった。これらの運動のなかで培われた護憲・平和意識が、その後長期にわたって、自民党政権の改憲の制約条件となった。1960年安保闘争が、1960年代の日本の政治・経済・社会にどれほど大きな影響を与えたかについては、さしあたり、「年報日本現代史」編集委員会編（2010）および、渡辺治（2004）を参照されたい。

むすびに—改憲問題を1950年代の日本歴史から考える

朝鮮戦争、片面講和、安保条約の締結など、極東の緊張激化（冷戦というより熱戦にまきこまれていた）のなかで、1950年代前半期に我が国において、平和思想が深化し、「憲法9条」の画期的意義が、日本国憲法制定後10年の経過をへて、再把握されていった歴史を今の時点で、あえて重視したい。この時代にたちあがった知識人たちの多くは、戦争を防げなかった自分たちの過去を想起し、ポツダム宣言の経緯や憲法9条をたてにとり、社会主義陣営、資本主義陣営の双方から距離をとった軍事面での

「日本の中立」を模索し、それと全面講和運動および、「押しつけ憲法論」にもとづく改憲策動反対運動をむすびつけたのである。星野安三郎などの「平和的生存権」の思想は、基地拡張や演習によって生活と生存がおびやかされる一連の基地裁判のなかでうみだされたが、その背景には、「生存権」の確保と「平和的生活」の存続を願う1950年代—60年代前半期の大衆の意識と運動が存在していた。こうした動きは、ビギニ被ばくを経験して、大衆的に昂揚

した原水禁運動の持続にも連動していた。これは沖縄では今日も人々の生活にねざした思想となっており、憲法9条と25条の双方を実現する社会運動の重要性をしめしている。日本国憲法の擁護・実現をめぐる戦いは、戦後の冷戦構造の定置にたいし、それに対峙しつつ展開されてきたのである。

参考文献

- 愛敬浩二 (2006) 『改憲問題』ちくま新書
- 石川真澄 (1995) 『戦後政治史』岩波新書
- 植村秀樹 (2013) 『「戦後」と安保の六十年』日本経済評論社
- 金子勝 (1992) 「日本国憲法における平和主義の構造」(『平和と民主主義の憲法論』所収) 勁草書房
- 古関彰一 (2013) 『「平和国家」日本の再検討』岩波現代文庫
- 斉藤貴男 (2013) 『安倍改憲政権の正体』岩波ブックレット
- 渋谷秀樹 (2014) 『憲法への招待 新版』岩波新書
- 武田晴人 (2014) 『脱・成長神話』朝日新書
- 竹前栄治 (1988) 『占領と戦後改革』岩波ブックレット
- 豊下櫛彦 (2007) 『集団的自衛権とはなにか』岩波新書
- 原朗 (2006) 「経済史から憲法九条を考える」(『経済』126号, 2006年3月)
- 原田敬一 (2015) 『戦争の終らせ方』新日本出版社
- 広川梯秀・山田敬男編 (2006) 『戦後社会運動史論—1950年代を中心に』大月書店
- 保阪正康 (2007) 『50年前の憲法大論争』講談社現代新書
- 星野安三郎・古関彰一 (1997) 『日本国憲法 平和的共存権への道』高文研
- 星野安三郎先生古希記念論文集刊行委員会編 (1992) 『平和と民主主義の憲法論』勁草書房
- 森下徹 (2006) 「全面講和の論理と運動」(広川・山田編『戦後社会運動史論—1950年代を中心に』所収)
- 柳沢遊 (2002) 「現代日本のネオ・ナショナリズム」『ポリティーク』4号, 旬報社
- 渡辺治 (1987) 『日本国憲法「改正」史』日本評論社
- 渡辺治 (2013) 『安倍政権の改憲・構造改革新戦略』旬報社
- 渡辺治編 (2004) 『日本の時代史 27 高度成長と企業社会』吉川弘文館, 2004年
- 「年報日本現代史」編集委員会編 (2002) 『年報 | 日本現代史』第8号 (戦後日本の民衆意識と知識人) 現代史料出版 (2002年5月)
- 「年報日本現代史」編集委員会編 (2006) 『年報 | 日本現代史』第11号 (歴史としての日本国憲法) 現代史料出版 (2006年5月)
- 「年報日本現代史」編集委員会編 (2010) 『年報日本現代史』第15号 (六〇年安保改訂とは何だったのか) 現代資料出版 (2010年6月)
- 同時代史学会編 (2007) 『日本国憲法の同時代史』日本経済評論社
- 堀尾輝久 (2016) 「憲法9条と幣原喜重郎—憲法調査会会長高柳賢三・マッカーサー元帥の往復書簡を中心に」『世界』2016年5月
- [やなぎさわ あそぶ/慶應義塾大学/日本近現代史]